

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和6年6月28日(金) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番	佐藤 周 君	2 番	井戸 清司 君
3 番	河島 紀美恵 君	4 番	宮崎 雅薫 君
5 番	長沢 正 君	6 番	杉本 一彦 君

○出席議員 7名

議長	中島 弘道 君	副議長	青木 敬博 君
議員	鈴木 絢子 君	議員	杉本 憲也 君
〃	竹本 力哉 君	〃	篠原 峰子 君
〃	大川 勝弘 君		

○オブザーバー 4名

議員	犬飼 このり 君	議員	重岡 秀子 君
〃	田久保 眞紀 君	〃	四宮 和彦 君

○出席議会事務局職員 5名

局長	富岡 勝	局長補佐	里見 和彦
係長	福王 雅士	主査	野田 昌伸
主事	高橋 綾		

○会議に付した事件

- 1 意見書について
- 2 市議会6月定例会最終日の運営について
 - (1) 採決の方法について
 - (2) 意見書の取扱いについて
 - (3) 追加議案の取扱いについて
 - (4) その他
- 3 その他
 - (1) 伊東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規定について
 - (2) 次期9月定例会の頭出しについて
 - (3) その他

案の調整状況について、提起議員から報告をお願いする。資料は3ページ及び4ページになる。

- オブザーバー**（犬飼このり君）各会派に趣旨等を伝えたが、会期中に衆議院と参議院で法案が可決されたため、今回、提出をしようとしている意見書は無駄ではないかとの意見をいただいた。自民党系の会派には同意いただけなかったが、政和会は賛成という状況である。そのため、ほぼ否決になるとは思うが、再度、趣旨を酌んで検討していただきたいと思う。
- 委員長**（宮崎雅薫君）それでは、2件の意見書案の取扱いについて、各会派及び会派に所属していない議員から、順次、2件一括して意見を伺う。
- 1番**（佐藤 周君）刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな改正を求める意見書については賛成である。地方自治法改正について慎重な審議を求める意見書については反対である。
- 2番**（井戸清司君）刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな改正を求める意見書については、冤罪の関係もあり、日本の裁判制度は時間がかかる状況であるため提出に賛成する。また、地方自治法改正について慎重な審議を求める意見書について、書いてあることはもったもなことが書いてあるのかもしれないが、衆議院と参議院で法案が可決しているということもあるほか、国会で法案成立前に各種団体等とやりとりがされており、そこでもかなりいろいろな意見が出されている中で法案が成立したため、今回、伊東市議会として提出する必要はないので反対である。
- 5番**（長沢 正君）刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな改正を求める意見書については賛成である。地方自治法改正について慎重な審議を求める意見書については、衆議院と参議院で法案が可決されたこともあるが、意見書の提起議員が一般質問で市長に答弁を求めて、答弁内容と会派の考え方が一致しているため、提出には反対である。
- 6番**（杉本一彦君）刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな改正を求める意見書については賛成である。地方自治法改正について慎重な審議を求める意見書については反対である。
- オブザーバー**（四宮和彦君）刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな改正を求める意見書については賛成である。地方自治法改正について慎重な審議を求める意見書については、衆議院と参議院で法案が可決されているため、提出してもというところはあるかとは思いますが、今回の改正については、非常に曖昧な定義がなされたような部分が残っているため、地方議会から一定の懸念を示す意味はあると思うことから、こちらも提出に賛成する。
- オブザーバー**（犬飼このり君）刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな改正を求める意見書と地方自治法改正について慎重な審議を求める意見書の提出に賛成である。
- オブザーバー**（田久保真紀君）刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな改正を求める意見書については賛成である。地方自治法改正について慎重な審議を求める意見書については、法案が可決されてしまっているほか、成立に向けて慎重な審議を求めていくという内容だけであ

り、成立後も慎重な運用を求めるという内容が含まれていなかったもので、意見書としての提出にそぐわないと思った。また、国会の参考人招致等も拝見したが、慎重な審議は尽くされていた。ただし、法改正の内容について、賛否が分かれる部分があるので、今後も議論を続けていくことはいいことだとは思ふ。意見書の提出には反対である。

○**オブザーバー**（重岡秀子君）刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな改正を求める意見書と地方自治法改正について慎重な審議を求める意見書の提出に賛成である。

○**委員長**（宮崎雅薫君）ただいまの協議の結果、意見書の提出を求める陳情の意見書案については、全議員から賛同が得られたが、議員提起の意見書案については、賛同が得られていない。したがって、全議員からの賛同が得られた意見書案については、最終本会議に提出することとし、賛同が得られなかった意見書案については、提出しないことといたしたいと思う。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第1、意見書についてを終了する。

○**委員長**（宮崎雅薫君）日程第2、市議会6月定例会最終日の運営についてを議題とする。

(1) 採決の方法についてから(4) その他までを事務局長から説明いたさせる。

○**事務局長**（富岡 勝君）順次、説明する。(1) 採決の方法についてである。資料5ページの付託議案審査状況一覧に基づき説明する。付託案件は条例4件、補正予算1件の合計5件である。本会議における採決の方法について、順次、説明申し上げる。

まず、常任総務委員会へ審査を付託した、市議第1号 伊東市税賦課徴収条例の一部を改正する条例及び市議第4号 伊東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、以上、条例2件については、いずれも全会一致をもって、原案を可決すべしとの決定である。2件一括上程後、委員会審査報告、質疑、討論の後、2件一括、挙手による採決をお願いする。

次に、常任福祉文教委員会へ審査を付託した、市議第2号 伊東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び市議第3号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、以上、条例2件については、市議第2号は全会一致で、市議第3号は賛成多数で原案を可決すべしとの決定である。なお、市議第3号については、少数意見が留保されている。2件を一括上程し、委員会審査報告、少数意見報告、質疑、討論の後、採決は2つに分けて行う。まず市議第2号を、次に市議第3号を、それぞれ挙手による採決をお願いする。

次に、各所管常任委員会へ審査を分割付託した、市議第6号 令和6年度伊東市一般会計補

正予算（第2号）については、各所管常任委員会において、全会一致で原案を可決すべしとの決定である。上程後、各委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による採決をお願いする。

最後に、常任総務委員会へ審査を付託した、請願第1号 オンブズマン制度の導入を求める請願については、賛成少数で不採択とすべしとの決定である。上程後、委員会審査報告、留保されている少数意見報告に続き、質疑、討論の後、挙手による決定をお願いする。また、請願に対する委員会の審査報告は不採択であるため、不採択とすることに賛成の方の挙手を求める形となり、採決における賛否の意思表示は、不採択ならば挙手し、採択ならば挙手しないこととなるので、注意をお願いする。

次に、(2) 意見書の取扱いについてである。まず、意見書の提出を求める陳情の意見書案であるが、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな改正を求める意見書については、先ほどの協議の結果、全議員からの賛同が得られたので、上程することとした。次に、議員発議の意見書案である、地方自治法改正について慎重な審議を求める意見書については、先ほどの協議の結果、全議員からの賛同は得られなかったため、上程を見合わせることにした。

次に、(3) 追加議案の取扱いについてである。去る6月14日（金）に表彰審査委員会が開かれ、当局から、伊東市功労者表彰について1件、今定例会に追加議案として提出したいとの申出が議長にあった。議案については、7月1日（月）、最終本会議の開会前に提出したいとのことである。追加提出された場合には、本委員会を開催することなく、発議第1号の上程前に、日程追加により上程し、市長の説明の後、これまでの例に倣い、質疑、討論を省略し、挙手による採決をお願いする。

最後に、(4) その他であるが、2点ほど申し上げる。1点目は、討論を予定されている議員においては、会議規則第52条に基づき、発言通告書の提出をお願いする。2点目は、7月11日（木）に開催する諏訪市議会との姉妹都市議会議員交歓研修会での情報交換会において、姉妹市讃歌を両市で歌うことが恒例となっていることから、この歌の練習を本会議終了後、議場にて行いたいと思うので、参加いただくよう協力をお願いする。

以上で、市議会6月定例会最終日の運営についての説明を終わる。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 採決の方法について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

採決の方法については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 意見書の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。
意見書の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。
次に、(3) 追加議案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。
追加議案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。
次に、(4) その他での討論の通告及び姉妹市讃歌の練習について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。
討論の通告及び姉妹市讃歌の練習については、説明のとおり、ご了承願う。
そのほかに、市議会6月定例会最終日の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

- オブザーバー（重岡秀子君）請願についての質疑は、委員長報告に対する質疑となり、付託された委員長が答弁することになるのか。

- 事務局長（富岡 勝君）議員お見込みのとおりである。

- 委員長（宮崎雅薫君）ほかに質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。
以上で、日程第2、市議会6月定例会最終日の運営についてを終了する。

-
- 委員長（宮崎雅薫君）日程第3、その他を議題とする。

(1) 伊東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程についてから
(3) その他について、事務局長から説明いたさせる。

- 事務局長（富岡 勝君）まず、(1) 伊東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程についてである。資料6ページ及び7ページをご参照願う。概要については、令和5年12月に個人情報の保護に関する法律施行規則の改正がされたことから、執行機関側

と制度運用に差異が生じないように、本規定の一部を改正するものである。内容は、漏えい等した場合等の報告対象事態について、これまで個人情報データベースに組み込まれた後の個人情報のみが報告対象であったが、昨今の個人情報漏えい等の事案を踏まえ、改正後は、データベースに組み込まれる前の情報の段階であっても、それが不正の目的の行為により漏えい等した場合には報告の対象とするなどを内容として、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部が改正されたことから、執行機関側と制度運用に差異が生じないように措置する必要があるため、全国市議会議長会から、議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の改正（例）が示されたので、本市議会における規程を改正するものである。

次に、(2) 次期9月定例会の頭出しについてである。資料8ページをご参照願う。次期定例会の頭出しについては、8月28日（水）の開会を提案させていただきたいと思う。8月28日開会となると、8月21日（水）告示、翌22日（木）議会運営委員会となる。

次に、(3) その他であるが、事務局からは特にない。

以上で、その他の説明を終わる。

- 委員長**（宮崎雅薫君）まず、(1) 伊東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程について、質疑、意見を伺う。発言を許す。
- オブザーバー**（重岡秀子君）改正の概要について、事例を挙げて詳しく説明してもらいたい。
- 事務局長**（富岡 勝君）改正の内容は2点あり、1点目の厚生労働大臣が主務大臣に変更となった理由については、令和5年4月1日から、こども家庭庁が設置されたことにより、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいた障がい児に関する事務について、厚生労働省からこども家庭庁へ移管されたことなどによるものである。2点目の改正内容については、例えば、これまでは、アンケートを実施して、アンケート調査票を回収した後、調査票から個人情報データベースを作成して、そのデータベースから個人データが漏えいした場合に、個人情報保護委員会への報告対象とされていたが、改正後については、不正の目的を持って情報漏えいが行われた場合について、データベース化する前の紙の状態の個人情報でも報告の対象になる。本条例の改正の背景には、個人情報の保護に関する法律施行規則の改正があり、例えば、これまでは、インターネットのショッピングサイトで商品を購入する際、サイトのフォームに個人情報を入力後、その個人情報をデータベース化する前に漏えいしても対象にならなかったが、改正後は、データベース化される前でもウェブサイトに入力したものが漏えいした段階で報告の対象となる。そのため、本市議会では、アンケートが該当する事例になると思われる。以上である。
- オブザーバー**（重岡秀子君）アンケートという例が挙げられたが、署名も対象になるか。
- 事務局長**（富岡 勝君）対象になるかと思う。ただし、署名のデータベース化を予定してい

る場合が対象となり、データベース化を予定していないものについては対象外となる。

○委員長（宮崎雅薫君）ほかに質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。伊東市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。次に、(2) 次期、9月定例会の頭出しについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。次期、9月定例会の頭出しについては、説明のとおり8月28日（水）とすることにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

以上で日程第3、その他を終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和6年6月28日（金）午前10時28分（会議時間27分）

以上の記録を認める。

令和6年6月28日

委員長 宮 崎 雅 薫